平成２４年（フ）第２４号
石川県小松市梅田町166番地
債務者　㈱元　英生
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５６９号
名古屋市南区鳥栖１丁目12番８号
債務者　中江　光宏
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
岐阜県大垣市平町692番地４
債務者　遠藤　順次
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
岐阜県大垣市平町692番地４
債務者　遠藤冨貴子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
山形市あかねケ丘３丁目10番13号
債務者　武田　　均
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４号
長野県上伊那郡南箕輪村9348番地４
債務者　浦野　祐治
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１６号
長野県伊那市坂下3319番地
債務者　田中　正彦
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５５号
静岡県富士市厚原640番地
債務者　若林　秋生
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６９号
函館市湯川町２丁目43番15号
債務者　笠谷　政美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０７号
函館市新川町16番１号
債務者　藤井　　泉
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
愛知県豊橋市豊栄町字東232番地の２
債務者　野崎設備こと　野崎　一成
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３５号
愛知県豊橋市豊栄町字東232番地の２
債務者　野崎　妙湖
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６１号
静岡県菊川市丹野461番地
債務者　松島　花代
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
岡山県倉敷市川入882番地68
債務者　池元　一成
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
岡山県倉敷市新田3255番地　内田住宅114号
債務者　西　美恵子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
岡山県倉敷市水江1559番地６
債務者　西　禮二郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６号
北海道名寄市西10条南10丁目51番地１
債務者　後藤　　亙
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第４号
北海道網走市駒場南８丁目11番２―12号
債務者　吉田　　守
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係